



Wealth & Asset Management
EY Viewpoints | Spring2025

ウェルス＆アセットマネジメント
EY ビュー・ポイント | 2025年春号

The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

クライアントの皆さんへ

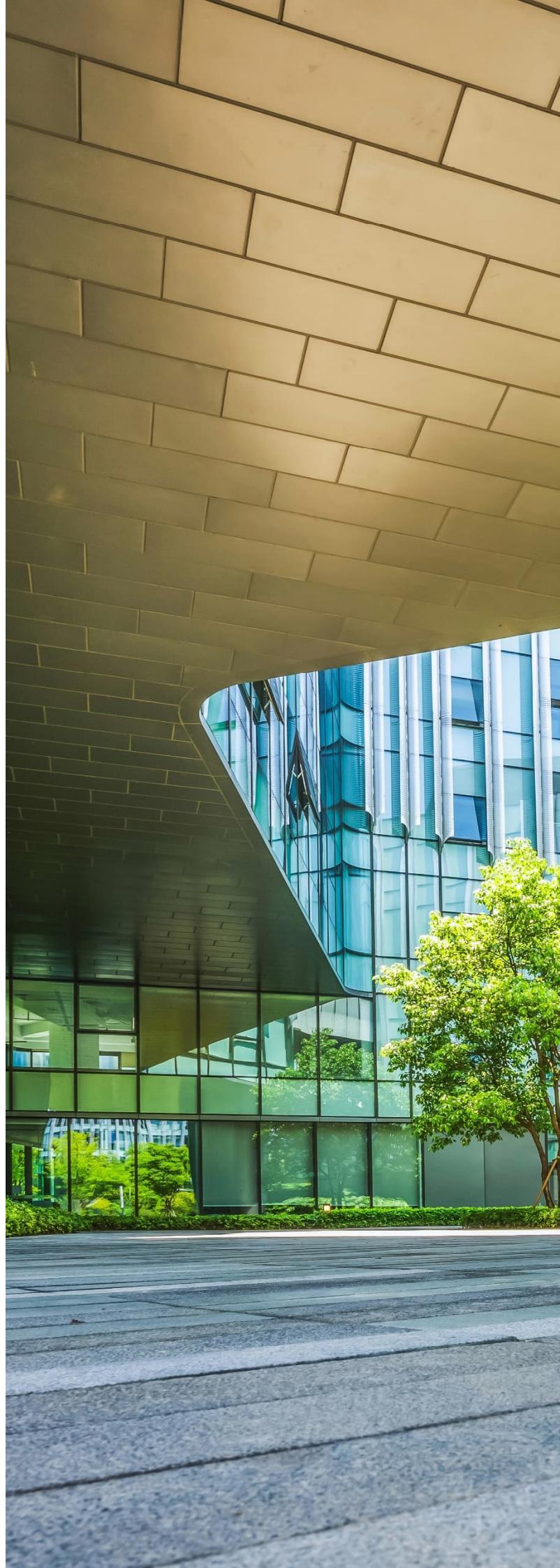
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints(2025年春号)」は、ウェルス＆アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまがご関心を寄せていらっしゃる内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2025年4月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス＆アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬





Contents

■ 制度動向トピック	3
金融規制(日本・国際)	
監査	
会計	
税制	
その他	
■ 税制	8
【自由民主党・公明党】	
「令和7年度税制改正大綱」を公表	



制度動向トピック

国内規制

金融庁:スチュワードシップ・コードに関する有識者会議(令和6年度第1回・第2回)議事録を公表

金融庁は2024年10月18日及び11月18日、スチュワードシップ・コードに関する有識者会議(令和6年度第1回・第2回)議事録を公表しました。

第1回会議では、2023年4月に策定された「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、スチュワードシップ・コードの見直しに向けたプロジェクトの概要が説明されました。建設的な目的を持った対話を促進するため、協働エンゲージメントの推進や実質株主の透明性向上が主要な検討課題として挙げられています。

第2回会議では、実質株主の透明性向上と協働エンゲージメントの促進を中心に、現状の課題やスチュワードシップ・コードの改訂案について詳細な議論が行われました。特に、機関投資家が企業の求めに応じて株式の保有状況を開示することの意義や、協働エンゲージメントの具体的な運用方法に関する意見が多数寄せられています。

国内規制

金融庁:「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート(2024)」を公表

金融庁は2024年12月12日、「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート(2024)」を公表しました。

金融機関の活動が大規模化・複雑化する中で、データに基づいたより高度な金融サービスの提供やリスク管理の高度化を図るために、モデルの戦略的活用が求められる一方で、その活用に伴い生じるさまざまなモデル・リスクの管理が重要になっています。そこで金融庁は2021年11月、「モデル・リスク管理に関する原則」を公表しています。

本レポートでは原則ごとに金融庁がモニタリングを通じて把握した金融機関の具体的な取組み状況や実務、さらには参考となる事例が示されており、金融機関におけるモデル・リスク管理の高度化を促進し、今後の実務の発展に貢献することが期待されています。

国内規制

金融庁:「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会(第3回)」議事録を公表

金融庁は2024年11月19日、第3回「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を開催し、その議事録を公表しました。

第3回検討会では、IOSCO(証券監督者国際機構)による最終報告書の内容紹介に加え、大和証券・三菱商事・東京海上日動火災保険(敬称略)による取組み事例が共有されています。また、これらを踏まえ、今後の市場整備における課題、特に投資家・顧客保護に関する論点について議論が行われました。

国内規制

金融庁:令和7年度予算案を公表

金融庁は2024年12月27日、「令和7年度 予算、機構・定員(案)について」を公表しました。

本予算案では、資産運用立国の着実な進展に向けた対応として、新たに資産運用会社等を専門に監督する「資産運用課」の設置が盛り込まれており、監督体制の強化が明示されています。

また、同予算案では、金融行政の的確な遂行に必要な経費として、総額239億円が計上されており、うち、主な政策的経費は以下の通りです。

- 経済社会の持続可能性の向上 (2.1億円)
- 安心して投資できる環境の整備、資産運用立国実現 (9.1億円)

国際規制

欧州証券市場監督局:暗号資産市場規則(MiCA)に関するガイドラインを含む最終パッケージを公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は2024年12月17日、暗号資産市場規則(MiCA)に関するガイドラインを含む最終パッケージを公表しました。

最終パッケージには、以下の内容が含まれています。

- 暗号資産市場における不正行為を防止及び発見するためのシステム及び手順を定めた暗号資産市場における不正行為に関する規制技術基準
- リバース・ソリシテーション免除の例外的位置付けを定めたリバース・ソリシテーションに関するガイドライン
- 暗号資産に関するアドバイスや暗号資産のポートフォリオ管理を提供する暗号資産サービスプロバイダー(CASP)による顧客に対する適切な推奨方法等を定めた適合性に関するガイドライン
- 投資家保護を目的として、CASPが実施すべきポリシー及び手順を定めた暗号資産転送サービスに関するガイドライン
- 金融商品に該当する暗号資産の条件及び基準を提供することを目的とした、金融商品としての暗号資産の適格性に関するガイドライン
- MiCA及びDORA(デジタル・オペレーションル・レジエンス法)の下で、CASP及び発行者の対応者と同様のオペレーションル・レジエンス基準の対象とならない取引参加者等に適用されるシステム維持とセキュリティアクセスプロトコルに関するガイドライン

監査

日本公認会計士協会:「テクノロジー委員会研究文書第12号「受託業務に係る内部統制の保証報告書の発行状況に関する研究文書」」を公表

日本公認会計士協会(テクノロジー委員会)は2025年2月13日、「テクノロジー委員会研究文書第12号「受託業務に係る内部統制の保証報告書の発行状況に関する研究文書」」を公表しました。

企業活動におけるクラウドサービス等の外部委託利用の増加に伴い、委託業務管理の重要性が増す中で、外部委託先管理の有効な手段の一つである受託業務に係る内部統制の保証報告書への理解度の向上と活用推進が望まれることを踏まえ、本研究文書の取りまとめが行われました。

本研究文書では、受託会社へのアンケートを通じて、<保証報告書の種別>、<受託業務に係る保証報告書の基準>、<受託サービスの内容>、<保証報告書の対象期間>、<保証報告書に掛かる費用>など、受託業務に係る内部統制の保証報告書の実態を分析・研究し、その結果を取りまとめています。

詳細は、日本公認会計士協会Webサイトをご参照ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250217cia.html

国際規制

欧州委員会:EUサステナビリティ報告規制の簡素化を目的としたオムニバス法案を公表

欧州委員会(EC)は2025年2月26日、EUサステナビリティ報告規制の簡素化を目的としたオムニバス法案を公表しました。

オムニバス法案は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)、EUタクソノミー、コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令、炭素国境調整メカニズム(CBAM)等における広範な簡素化を含んでおり、企業の事務負担の25%以上、中小企業の事務負担の35%以上を削減することを目標としています。

オムニバス法案において、CSRDの適用対象企業は、EU域内企業の場合、従業員1,000人超であり、純売上高が50百万ユーロ超又は総資産が25百万ユーロ超の企業、また、EU域外企業の場合、EU域内の純売上高450百万ユーロ超であり、EU域内に大規模子会社がある又はEU域内に純売上高50百万ユーロ超の支店を有する企業に限定されています。また、2026年、2027年から開始されるCSRDに基づく報告義務の適用を2028年に延期されています。

監査

日本公認会計士協会:【Sustainability Assurance Insights Vol.8】サステナビリティ保証業務を実施する者の倫理と独立性

日本公認会計士協会は、サステナビリティ保証に関する理解向上に資する情報を集約して提供することを目的として、サステナビリティ保証に関する国内外の動向を取り上げた「Sustainability Assurance Insights」を公表しています。

2025年2月18日に、「Sustainability Assurance Insights Vol.8」として、「サステナビリティ保証業務を実施する者の倫理と独立性」を公表しました。

本書では、サステナビリティ保証業務の実施者が守るべき倫理と独立性や国際的な倫理規程の開発状況など、について紹介されています。

詳細は、日本公認会計士協会Webサイトをご参照ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250218icj.html

また、その他のサステナビリティ保証に関する情報は、日本公認会計士協会Webサイトの「サステナビリティ保証」のページに集約されておりますのでご参照ください。

https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_au_p/non_fi_assurance/#insights

制度動向トピック

会計

企業会計基準委員会：補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表

企業会計基準委員会は2025年2月20日、令和7年度税制改正において創設が予定されている防衛特別法人税(仮称)について、主として2025年3月31日に決算日を迎える企業の税効果会計に関する取扱いを明らかにするため、当該補足文書を公表しています。

2025年2月4日に国会に提出された改正税法の法案によれば、防衛特別法人税が法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税として創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される予定となっています。

2025年3月31日に終了する事業年度の決算においては、当期税金に係る影響はないと考えらる一方で、改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、同日に決算日を迎える企業にあっては、税効果会計の適用における2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する必要があると考えられます。

なお、上記の防衛特別法人税は、2025年3月31日の参院本会議で可決・成立しています。

本記事に関する詳細な解説については、下記リンク先をご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/technical/corporate-accounting/accounting-topics/2025/accounting-topics-2025-02-25

税制

豪州：第2の柱ルール導入の最終段階へ

オーストラリア政府は2024年12月23日、租税(多国籍 - グローバル・ミニマム税及び国内ミニマム税)規則(本規則)を公布しました。これにより、オーストラリアで経済協力開発機構(OECD)の第2の柱に基づくグローバル・ミニマム税の解決策の導入が完了します。対象となるグループは、この新法に基づき要求される財務報告及びコンプライアンス上の義務に備える必要があります。本規則は、公布の翌日に施行され、2024年1月1日以降に開始する事業年度から遡及的に適用されます。

また、2024年11月28日、国別報告の開示(PCbCR: Public Country-by-Country Reporting)制度が議会において可決され、特定の国・地域リストが公表されました。これにより、2024年7月1日以降に始まる会計報告期間から、特定の大規模なMNEグループに対してオーストラリアと特定の国・地域についての税務情報の公表が義務付けられます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-02-06-02

https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-01-08

税制

米国：米国財務省とIRSが、CFCの「合算課税済み留保所得」規則草案を発表

米国財務省と内国歳入庁(IRS)は2024年12月2日、外国子会社(CFC: Controlled Foreign Corporation)の「米国側で合算課税済みの留保所得」(PTEP: Previously Taxed Earnings and Profits)に関する新しい規則草案を発表しました。

この規則草案は1965年以来の大幅な更新で、2017年の税制改革による複雑性に対応し、PTEPの適切なトラッキングとCFC株式税務簿価調整に関する包括的なルールを策定し、二重課税と不適切な税制上の便益を防ぐことを目的としています。

なお、規則草案には複数の発効日があり、一部は2018年12月14日以降に終了する年度にさかのぼって適用され、他の規定

は規則最終化後に開始する事業年度から適用されます。納税者は早期適用を選択することができますが、2025年の政権交代や税制改正議論の可能性を考慮すると、規則草案の最終化時期や内容の変更は不明です。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-01-21-02

税制

国税庁：各種Q&Aの改訂版を公表

国税庁は、以下のQ&Aの改定版を公表しました。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

- 令和6年12月27日「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(FAQ(報告事項の提供))」

www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/faqtel_kyo.pdf

- 令和7年1月28日「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ&A」の改訂

www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/hojinzei_qa/index.htm

税 制

OECD:BEPS包摂的枠組み共同議長による声明で第1の柱に関する最新情報を公表

OECDは2025年1月13日、BEPS包摂的枠組みの共同議長による声明として、第1の柱に関する最新情報を公表しました。

同声明では、Amount Aを導入するための多国間条約(MLC)の現状や未解決の問題、また、Amount Bに関する継続的な交渉について説明しています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-02-05-02

その他

日本投資顧問業協会:2024年度 スチュワードシップ研究会を開催

2024年12月、2024年度スチュワードシップ研究会が開催されました。「スチュワードシップ活動の現状と課題」をテーマとした本研究会では、主に下記について議論されました。

- スチュワードシップ活動の目的と意義
日本のスチュワードシップ・コードは過度な精緻化を避け、企業の持続的成長に貢献する活動を強化すべきである。
- アクティブ運用におけるスチュワードシップ活動の重要性
運用会社のスチュワードシップ活動は、銘柄選定の裁量があるアクティブ運用においてより有効であると考えられる。
- 企業との対話とアナリストの役割
企業とのエンゲージメントには、アナリストのクオリティ向上と、企業との協働が不可欠である。
- 協働エンゲージメントの活用
複数の運用会社が共通の課題に対して協力して行う協働エンゲージメントは、企業に対する影響力を強化できる。
- アセットオーナーとの連携と評価
運用会社は、アセットオーナーと密接に連携し、スチュワードシップ活動の実効性を評価する仕組みとする必要がある。

税 制

OECD:GloBE情報申告書に関する新たな文書を公表

OECDは2025年1月15日、グローバル税源浸食防止(GloBE)モデルルールの運用に関する文書を公表し、更新されたGloBE情報申告書(GIR)のテンプレート、執行ガイダンス、税務当局間のデータ交換に関する多国間合意(GIR MCAA)とそのコメントリー、自動的交換のためのXMLスキーマとユーザーガイドを含む一連の文書を発表しました。これらの文書は、企業がGloBEモデルルールに基づいて計算される税に関する情報を提供するための標準化された情報申告書を提出する義務を定めています。

また、同日、OECDはGloBEモデルルール第9.1条の適用に関する執行ガイダンス、適格ステータスを有する法令のセントラルレコードに関する執行ガイダンス及び各国のグローバル・ミニマム課税に関する法令の適格ステータスについて更新されたQ&A文書も発表しました。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-02-10

https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-02-05

その他

金融庁:FSA Analytical Notes(2025.1)vol.1を公表

金融庁は2025年1月8日、「FSA Analytical Notes(2025.1) vol.1」を公表しました。

金融機関の経営環境や収益構造が変化していく中で、データに基づき、経済・市場動向を理解し、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靭(きょうじん)性・脆弱(ぜいじやく)性を的確に把握することが重要とされています。金融庁では、こうした観点から、貸出データや企業の個社データ等の粒度の細かいデータ(高粒度データ)等を活用した分析に取り組んでおり、その一部は「FSA Analytical Notes —金融庁データ分析事例集—」として公表する方針とされています。

今回のレポートでは、『2024年8月上旬の日本株市場の急激な相場変動に関する分析』が掲載されています。マーケット関係者からのヒアリング情報やマクロ経済・金融統計を基にした考察も踏まえつつ、より粒度の高い個々の注文・取引明細を用いて分析を行った点に特徴があるとされています。

2024年8月5日に起こった日本株市場の急激な相場変動の背景にある、市場の需給・流動性の動向について、日経225先物の注文・取引明細データを用いて詳細な分析がされています。粒度の高い個々の注文・取引明細を用いて、既存の需給・流動性指標及びそれらを発展させて開発した複数の指標を算出し、その推移を分析した結果、流動性の枯渇が急激な相場変動の一因となった可能性が示唆されています。

本記事に関する詳細は、下記リンク先をご参照ください。

www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/20250108/20250108.html

制度動向トピック

その他

金融庁:「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」等の改正(案)に対するパブリックコメントの結果等についての公表

金融庁は2025年2月17日、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」等の改正(案)についてのコメント及びコメントに対する金融庁の考え方を公表しました。

本件は、その資産を主として非上場株券等資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人(ベンチャーファンド)について、インサイダー取引規制等の対象とした上で、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨あらかじめ規約に定めた場合に、自己投資口の取得を可能とするよう所要の改正を行うものです。

これにより、例えば株式売却等による余剰資金について、財務戦略の多様化や再投資先の実行が困難である場合等の使途として自己投資口の取得を行うことが可能となります。

本記事に関する詳細は、下記リンク先をご参照ください。

www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250217/01.pdf

www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250217/02.pdf

税制

Tax Update — 日本

自由民主党・公明党:「令和7年度税制改正大綱」を公表

概要

2024年12月20日、自由民主党・公明党より「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-01-22

また、「令和7年度税制改正大綱」のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点は以下の通りです。詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2025/tax-alerts-01-31

主な内容

1. 金融・証券関連税制

NISA制度に係る措置として、廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座の特定累積投資勘定に関する新措置が導入されます。また、上場株式投資信託の受益権取得に関する要件が変更され、取得対価の額の上限が1万円以下に引き上げられます。

2. 不動産関連税制

(1) 投資法人及び特定目的会社による不動産取得における不動産流通税に係る措置

投資法人及び特定目的会社が特定不動産を取得した場合の所有権移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(原則2%(土地は一般特例により1.5%)、軽減税率1.3%)の適用期限が2027年3月31日まで2年間延長されます。また、不動産取得税に関しても、課税標準を5分の2に軽減する特例措置の適用期限が同様に延長されます。

(2) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等による不動産取得における不動産流通税に係る措置

特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(原則2%<土地は一般特例により1.5%>、軽減税率1.3%)の適用期限が2027年3月31日まで2年間延長されます。また、不動産取得税に関しても、課税標準を5分の2に軽減する特例措置の適用期限が同様に延長されます。

3. 法人課税

(1) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例

関係法令の改正を前提に、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例が改正され、超過分配事業年度における金銭の分配額の要件が変更されます。

(2) 受益証券発行信託に関する措置

受益証券発行信託に関する会計の見直しに伴い、所有受益権の譲渡損益計算が変更されます。

(3) リース税制の見直し

新リース基準の導入に伴い、税法上の取り扱いについても見直しが行われます。詳細は[令和7年度税制改正大綱\(詳細版\)5ページ](#)をご参照ください。

① リースの借手における取り扱い

オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、契約に基づき支払う金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入することとされます。その他、リース期間定額法による減価償却の計算、事業税付加価値割の課税標準の算定についても改正が行われます。

② リースの貸手における取り扱い

法人税においてリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例(延払基準)は廃止されます。これに伴い、消費税においてもリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は廃止されます。

4. 国際課税

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

OECD/G20のBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトは、市場国への新たな課税権の配分(第1の柱)とグローバル・ミニマム課税(第2の柱)から構成されますが、令和7年度税制改正では、第2の柱について以下の法制化が行われます。詳細は[令和7年度税制改正大綱\(詳細版\)10ページ](#)をご参照ください。

① 軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)への対応

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)が創設され、特定多国籍企業グループの親会社等の所在地国における実効税率が最低税率(15%)を下回る場合に、子会社等の所在地国でその税負担が最低税率相当に至るまで課税されます。

② 国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)への対応

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)が創設され、特定多国籍グループに属する会社等について、その所在地国における実効税率が最低税率を下回る場合に、当該所在地国において当該会社等に対して、その税負担が最低税率に至るまで課税されます。

適用開始時期は、対象企業の準備期間を確保する観点等から、①・②いずれも2026年4月1日以後に開始する対象会計年度となります。

上記のほか、令和5年度税制改正において法制化が行われた各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等(IIR: Income Inclusion Rule)について、各種の見直しが行われています。

(2) 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制について、以下の見直しが行われます。詳細は[令和7年度税制改正大綱\(詳細版\)17ページ](#)をご参照ください。

① 合算時期の見直し

内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額等に相当する金額を、その内国法人の事業年度終了日の翌日から4月(現行:2月)を経過する日を含む事業年度の所得計算において益金に算入することとされます。この改正は、内国法人の2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る)について適用されますが、2025年4月1日前に開始した事業年度に関しては経過措置が設けられます。

② 申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲の見直し

5. その他

(1) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

国の安全保障を強化するために必要な防衛費を確保する目的で、法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税(仮称)が課されます。中小法人への配慮の観点から、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。この措置は、2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 暗号資産取引に係る課税(検討事項)

暗号資産取引に関する課税については、一定の暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として位置付け、上場株式等と同等の投資家保護のための規制を整備することを前提に見直しが検討されています。

【EY Viewpoint】

- リースの借手である法人が新リース会計基準を適用する場合には、オペレーティング・リース取引に関しては税務上の取り扱いに変更はありませんが、会計処理の変更に伴い申告調整が必要になるケースがあるものと考えられます。
- グローバル・ミニマム税制(第2の柱)について、UTPR及びQDMTTが法制化されました。令和8年度以降の税制改正においても、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、既存の税制についても必要な検討を行うこととされているため、今後も引き続き動向に注目していく必要があります。また、第1の柱については、今後策定される市場国への新たな課税権の配分等に関する多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討するとされています。
- 外国子会社合算税制の見直しにより、例えば、内国法人が3月決算、外国関係会社が12月決算の場合に、合算時期が従来は2026年3月期だったところ、2027年3月期と、1事業年度後ろ倒しとなることが見込まれます。また、この改正の経過措置として早期適用が設けられますが、こちらを適用すると2025年3月期の確定申告において、2024年12月1日から2025年1月31日までの間に終了する事業年度(例えば、2024年12月決算)の外国関係会社の課税対象金額を益金の額に算入せず、これを2026年3月期の確定申告で益金算入する選択が可能となることが見込まれます。
- 防衛特別法人税(仮称)の創設により、法定実効税率が若干引き上げられるため、税効果会計の計算において、注意が必要となります。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[PEVCファンドに求められるガバナンスとは](#)
[| EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

[www.facebook.com/EYJapanOfficial/](#)

【X(旧Twitter)】

[X.com/Japan_EY](#)

【LinkedIn】

[www.linkedin.com/company/ernstandyoung/](#) *

【YouTube】

[www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw](#)

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、情報を発信しております。ぜひご覧ください。

[www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management](#)

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](#)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](#)をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](#)をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

不許複製・禁転載

本書には機密情報が含まれます。また、本書に関する一切の権利はEY新日本有限責任監査法人に帰属します。当法人の書面による承諾がない限り、第三者への開示を禁じます。

[ey.com/ja_jp](#)